平成29年7月(第7回)教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成29年7月18日(火)17:00~18:30 宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

水田 和江 委員

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

3. その他議場に出席した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、網本 学校教育課長、佐々木学校安心支援室長、小林総務課長補佐、木村学校安心支 援係長

- 4. 傍聴者 あり
- 5. 趣 旨
- 教 育 長: ただいまから、平成29年7月18日の第7回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は傍聴の予定があります。教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長: 異議が無いようですので、本日の会議は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長: 次に、議事録の承認についてですが、今回資料とあわせて送付しました6月 20日の第6回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

(全委員異議なし)

- 教 育 長: それでは、第6回の議事録については承認とさせていただきます。 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は 山野委員にお願いします。
- 教 育 長: 本日の議題は、「議案第31号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」 の1件と、その他の事項として、「小中一貫教育について」、「いじめアンケー トの報告について」、「6月議会の報告について」、「寄附の報告について」の4 件となっております。
- 教 育 長: それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第31号 宇部市学校運営協議 会規則の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局: それでは、「議案第31号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」に ついて、学校教育課から説明します。

これは、前回の教育委員会会議において、一部説明が不十分であったため今

回改めて上程するものです。

前回もご説明しましたとおり、今回の規則改正は、国の法律改正に伴って行うものです。そのなかで、第5条第3号において、国の示した整備例と違い、社会教育法に関する文言がなかったことについて、再度内部で検討した結果、「社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の設置校の運営に資する活動を行う者」とすることといたしました。そして、この規定に該当する者としては、地域学校協働活動推進員では、地域のコーディネーター等を想定し、その他の設置校の運営に資する活動を行う者としては、学校運営協議会の下部組織に、様々な委員会が設けられていますが、そこで、活動されている民間企業関係者、読み聞かせの会関係者等を想定しています。このようなオブザーバー的な立場の方を、積極的に委員としていくことが、今回の法改正の趣旨であるとされています。

教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員: 地域学校協働活動推進員の説明の際に、地域のコーディネーター等であるとされましたが、これにはPTA関係者、退職教職員など資料に記載されているものを含むということでよろしいでしょうか。

事務局: そのとおりです。

委員: こうした方の中には、既に委員になられている方ともいると思いますが、第 5条の各号の規定と重複する場合もあるということですか。

事務局: そうなります。

委 員: 地域学校協働活動推進員を統括するのは、統括コーディネーターになるかと 思いますが、この方たちが学校運営協議会に入っていくという形になるという ことですか。

事務局: そうなると思います。

委 員: 地域協働活動推進員の代表者が学校運営協議会の委員になって、裾野を広げるということがこの規定の趣旨ということですか。

事 務 局: 名称はどうなるか分かりませんが、資料に例示しているような方々が想定されています。

委員: 想定されている方々が、本当に地域の中で活動していけるのか検討が必要だと思います。先日、厚東小学校で世界サマースクールがありましたが、それこそ地域協働活動推進員になるような方が大勢いて、こうした機会に参加すれば、地域の活動もよく見えてくると思いますが、日頃は、地域の活動というのは見えにくいところがあると思います。地域協働活動推進員という制度をつくっても、本当に子どもたちが生活をしていくために実行力のある活動になるのかを検証して欲しいと思います。

委員: 今回の改正に関して予算措置等はされますか。

事務局: 今回の改正に伴う特別の予算措置はありません。

委員: 規則には、助成金等に関する規定はないのですか。

事務局: 助成金等については、学校運営協議会要綱に規定しています。

教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第31号 宇部市学校運営協議会規

則の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

次に、その他の事項「小中一貫教育について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: 平成32年度から、全中学校区で小中一貫教育を導入するということで、現 在の状況について説明します。

平成29年度に隣接型として桃山中学校、小羽山小学校、新川小学校の3校によるモデル校、併設型として川上中学校、川上小学校をモデル校に指定したところです。平成28年度末から、取組内容について協議を行ってきましたが、桃山中学校区では、教育目標の一元化に向けての研究に関して、平成28年度から学校教育目標等の統一を進めており、現在は、研究主題についても揃えていこうとしているところです。児童生徒の交流行事としては、2つの小学校の6年生が、中学校に集まって一緒に授業を受ける小中交流授業や、生徒会やPTAが一緒になって学校を回るあいさつ運動を行っており、現在は、校区の祭りに小中学生が一緒に手伝い等から参加する準備を進めています。全市的な取り組みとして、乗り入れ授業については、中学校全教員が週一回小学校に行き、授業を一緒に行っています。9年間のカリキュラムの作成や、教職員の研修組織の設立については、全教員で時間をかけて取り組んでいこうと考えています。モデル校の取り組みについて、秋頃には、次年度のモデル校の指定を行い、今年度のモデル校の取組みについて報告するとともに、事務局で取りまとめた

8月9日に小中一貫教育推進協議会を開催しまして、そこで様々な意見をいただいて、モデル校やその他の学校に広めて、平成32年度の実施に向けて進めていきたいと考えています。

教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

ものについて提案していきます。

委員: 乗り入れ授業についてですが、週に一度中学校の教員が小学校に行くという ことですが、小学校の教員は、なかなか空き時間がないので、中学校に行くこ とが難しいと聞いています。今年度の取り組みとして、小学校の教員が中学校 に行くことについてどのように考えていますか。

事務局: 教科の専門性という点からも小学校の教員が中学校に行くということは難しい面がありますが、夏休みの補習に、小学校の教員が中学校に行き、卒業して間もない1年生の補習を一緒に見る等の取り組みをしています。また、中学校の授業の参観等は行っています。

委 員: 小学校の教員が中学校の授業を見ることで、小学校の授業で押さえておくべきポイントが把握できると思います。

事務局: 研修会等では、小中の教員が一緒に行うこともあります。

教 育 長: 小中一貫教育の理想としては、小学校1年から中学校3年までの9年間、同 じ敷地の中で、教員も、小中の区別なく担任をもって、小学校と中学校の垣根 がなくなることだと思います。

委員: これまでや、これからの取り組みで、大事なところが具体的になっていない ものが多くあります。平成29年度からモデル校の取り組みで、教育目標の一

元化というのは小学校1年から中学校3年の9年間で子どもの発達状態に応 じて、どこで目標を区切るのかが示されていないとモデルにならないと思いま す。以前講演会で聞いた話ですが、国語では、1、2年生では語彙をしっかり 覚え、3、4、5年生で自分の意見を表現する、その後中学校3年までに、抽 象的な世界の中で、自分の考えを論理的に述べるという課題に取り組むという ことで一貫した教育になるということでした。本市の一貫教育では、どこを子 どもの発達の目安にするのか、1、2年生なのか1、2、3年生なのかで全く 違ってくると思います。そうしたところを早く示して欲しいと思います。中学 校の教員が、小学校で乗り入れ授業を行うのも、9年間を通して子どもたちに どんな力をつけていくのか、目標を設定するためのものだと思います。子ども には、発達の節目があり、それを考慮せずに管理職で教育の一元化を研究する としても、何をどうするのかが見えてきません。9年間のカリキュラムの研究 をしようとすれば、目標の一元化のところで、節目のところまでに、どのよう な学習の力を獲得しておかなければならないのかということが、示されない限 り、カリキュラムは作れないと思います。文科省のカリキュラム、指導要領の 中で、教科書のとおり教えていくということは、一貫教育においては、ないと 思います。これまで10年間の「学び合い」をどう活かすかということで、さ らに子どもたちの学びが深まる「学び合い」とは何かを、考えなければならな い時期に来ていると思います。そのための一貫教育であると思います。学校の 現場で色々と考えておられると思いますが、教育委員会として柱を立てていか なければならないと思います。

事務局: 教育目標や、今年度の重点取り組み目標、各教科の目標等の課題があって、 今年度モデル校がゼロからスタートしたところですが、小学校中学校各学年の カリキュラムを合わせて9年間のカリキュラムとするなら、小中一貫の意味が ないということで、再構築を検討していきます。それを32年度までに完成す るという予定では遅いので、できたものからお示ししていきたいと思います。

委 員: できたものからとはどういう意味ですか。

事務局: 小学校では、全ての教科を一人の教員が行いますので、同時に9つの教科のカリキュラムを1年で作成することは困難だと考えています。中学校では教科制なのでもう少し早くできるのではないかと考えています。

委員: 小学校中学校で分けて作るのであれば、一貫教育である必要がなくなります。 事務局: 重なりの部分がでてきますし、ここを中学校と一緒にしたほうが良いのでは ないかというところを作っていくという狙いはあります。

委員: それは連携教育で十分だと思います。9年間を見通したときに、どこまで前倒しするのか、または後送りするのかを検討する必要があります。子どもの発達の節目は、6歳、10歳、15歳と心理学で言われていますが、子どもの獲得している能力というのは、学校の教科とは別の問題で、心の変化や学習の意欲の問題、社会性の獲得など大きな課題について、議論の積み上げがされているのか気になります。子どもの発達の9年間を見通しながら、小学校1年では言葉を身につける、3、4、5年生では、言葉の力を考える、作文や感想文で

書く力を身につける、その後、皆で学び合って、論理的な思考を身につけるというジャンプの課題が、中学校までに身に付くと私は思っています。現場の教員が、子どもたちの姿を見ながらどこを節目にして、課題を乗り越えさせていくのかということを考えて欲しいと思います。それが、教育目標の一元化なのではないでしょうか。これがないとモデル校ごとに取り組みが違ってきて、単なる比較にしかならないと思います。

教 育 長: 9年間のカリキュラムとしては、新しい学習指導要領ができて、それなりに 並べていけばすぐできるものだと思います。しかし、それは、してはいけない ことだと考えています。9年間で、子どもたちに付けたい力が明確になっていて、それを理解したうえで、カリキュラムを作成できたかということを、学校 と我々でしっかり考えなければならないと思います。根底となる部分がしっかり研究されていないといけないということが、委 員のご意見だと思いますので、次回開催される小中一貫教育推進協議会において、カリキュラムを作成するということは、元となる資質、能力、そして教育目標に則ったものでなければならないということを、教育委員会会議での意見として協議会委員に伝えて、共通理解を図ったうえで進めていきたいと考えています。

平成32年度実施ということは、今年度と来年度で固める必要があります。 時間は余りありませんが、あせらずに行いたいと思います。

委 員: できれば、現在の取り組み状況が分かる資料を、提示していただけたらと思います。

教 育 長: よろしいでしょうか。次に、「いじめアンケートの報告について」、事務局 から説明をお願いします。

事務局: 6月に実施しました「いじめアンケート」の結果をまとめましたので、担当者から説明させます。

局: 6月に実施しましたいじめアンケートについて説明します。今回は回収率が 事 務 かなり高くなりましたが、まだ100%には至っていませんので、今後も10 0%を目指していきたいと思います。そのためにもアンケート内容等改善を加 えながら取り組んでいきたいと考えています。具体的な内容についてですが、 いじめを受けたことがあるかという設問について、あると答えた数が減少して います。傾向としては小学校低学年で多くなっています。その中で1年生はや や低く、2、3年生で増えています。これは1年生では、先生との関係が主で、 2、3年生になると子供同士での関係が増えてくることによるのではないかと 考えています。これ以降は、学年が上がるごとに減少していきますが、高学年 になると、人に言わなくなる子が増えるということも考慮する必要があります。 いじめの内容についてですが、今回のアンケートでは、内容と方法を別に項目 を作成してみましたが、思うほど効果が得られませんでしたので、再度検討し たいと考えています。例えば、前回の調査でメールでのいやがらせは小中合わ せて7件でしたが、今回加えた、SNS等によるものでは14件となりました。 ただし、これでも十分に掘り起こせたとは考えられませんので、さらに改善し たいと思います。いじめを受けたときの相談相手については、家族が一番多く

なっていますが、誰にも相談していない子が、小学生では12.2%中学生では7.3%となっています。保護者アンケートでは、子どもが黙っていて、教員も気づいていないケースも抽出されましたので、今後とも続けていきたいと考えています。今回の課題としては、SNS関係をさらに掘り起こしていきたいと思いますが、アンケートの量が増えすぎるのも問題があります。低学年には、量が多すぎるのではないかという声もありましたので、今後検討したいと考えています。

教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員: 1月に研修会に参加したときに、文科省の方から、以前はいじめの定義が、 悪質なものや継続的なものとされていましたが、今は、1回でもいじめとする ようになり、9年間の追跡調査では、いじめをされたという子どもが9割、い じめをした子どもも9割ということで、誰もがいじめたり、いじめられたりし ているということを前提にしてくださいと言われました。大事なことはいじめ に対する認知力で、いじめがないというのは不自然であるということでした。 それから考えると、このいじめアンケートは良い取組みであると思いますし、 低学年で多いことも当然で、それを解決する方法を学ぶところが学校であると 思います。また、見えないところを掘り起こしていくと言われましたが、とて も素晴らしいと思います。

事 務 局: SNSに関しては、親子ともに意識してほしいと考えています。SNSを使用するのは、家庭にいる時間が多いと思われますので、家庭ともしっかり連携していく必要があります。今回の反省点として、設問を内容と方法に分けてみましたが、想定していたよりも、SNSについて拾えなかったので、より意識付けができるような設問を考えたいと思います。

委 員: 今の意見にあったように、SNSに関してまだまだ掘り下げが足りないと思います。

委 員: 相談なしの回答をした小学生について、学年による特徴はありますか。

事務局: 特段のばらつきはなく、低学年にも高学年にも存在しています。

委員: 相談相手について聞き取りをするときに、誰にも相談しなかったと答えた子 どもに対して、どのように対応したのかを聞くと、本当に解決したかよく分か ると思います。また、相談相手がいないという子どもに対処するのは、スクールカウンセラーが大切であるということで、スクールカウンセラー増員の根拠になると思います。保護者への質問で、子どもがいじめを受けたことがあると回答した保護者への対応はどのようにされていますか。

事務局: 学校から保護者に連絡を取って、内容の聞き取りをしたうえで対応しています。

委員: アンケート用紙に書いてある、「このことは目的以外に使いませんので安心 して正直に書いてください。」というところをもう少し寄り添った表現にする とさらに正直な意見が出てくるのではないかと思います。

教 育 長: よろしいでしょうか。 続いて、「6月議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: 平成29年6月議会の報告についてですが、6月14日から16日までの3日間で、一般質問が行われました。教育委員会については、関連分の再質問を含め6人の議員から、計37点の質問があり、その概要を整理しましたので報告します。

教 育 長: よろしいでしょうか。 続いて、その他の事項「寄附の報告」についてお願いします。

事務局: 平成29年6月分寄附について、6月12日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありました。6月27日、株式会社永山本家酒造場から二俣瀬の活性化のためとして、1,000,000円の御寄附がありましたので報告します。

教育長: 他に何かありますか。(全委員意見なし)

教 育 長: 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。